

# 令和8年度 大分県地域プランナー募集要領

公益財団法人大分県産業創造機構  
大分県6次産業化・地域資源活用  
・地域連携サポートセンター

## 1 目的

大分県6次産業化・地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、地域の農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用した加工や新事業を通じて、新たな付加価値の創出に取り組む農林水産事業者・中小企業者等（以下「支援対象事業者等」という。）に対し、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値の創出のため、専門的な立場から助言・支援等を行う「大分県地域プランナー（以下「地域プランナー」という。）」を募集する。

## 2 募集人数

若干名

## 3 主な業務内容

地域プランナーはサポートセンターの依頼に基づいて、支援対象事業者等の経営改善をすすめ、経営改善戦略の策定を支援するため、各地域プランナーが専門的知見に応じた以下の業務を行う。

なお、サポートセンターの指定する報告様式により、支援業務の実施ごとの業務報告と、支援成果を取りまとめ、具体的数値目標を含む収支計画を含む経営改善戦略などの支援シートを提出する。

- (1) 財務データ等より経営管理に関する助言・支援等（原価計算・損益分岐点・財務分析）
- (2) I T・D X等に関わるアドバイスで、H P及びS N Sを活用した情報発信、顧客の囲い込み等通販や経営の改善に関する助言・支援等
- (3) 商品のパッケージデザイン、広告・宣伝、ブランディング等に関する助言・支援等
- (4) 開発に関わるギフト商品等の企画・設計・販路および食品衛生管理・食品表示等に関する助言・支援等
- (5) 開発、メニュー提案、新商品企画・設計、販路開拓等に関する助言・支援等
- (6) 地域資源を活用した民泊・農泊や農林水産業に関する観光に関する助言・支援等

## 4 応募資格

次の各号のいずれかの要件に該当すること

### (1) 学識

次の分野のうち一つ以上の分野について支援対象事業者の経営改善に資する専門的知見を有していること

特に経営管理や財務分析について高い専門性や経験および数値目標の策定管理能力を有していること。

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ① 経営管理          | ② 財務分析       |
| ③ 農林水産物の生産技術    | ④ 農林水産物の加工技術 |
| ⑤ 新商品企画の情報収集・分析 | ⑥ 新商品企画      |
| ⑦ 商品設計          | ⑧ 新商品の販路開拓   |
| ⑨ 包装企画・設計       | ⑩ 原価計算       |
| ⑪ 広告・宣伝         | ⑫ ブランディング    |
| ⑬ 品質管理          | ⑭ 生産管理       |

- ⑮ 小売
- ⑯ 補助事業の情報収集
- ⑰ 法令（知的財産等）
- ⑱ 輸出
- ㉑ 6次産業事業体の設立
- ㉓ 民泊・農泊
- ㉕ SNS活用
- ㉗ IT・AI活用(業務効率化)
- ㉙ その他
- ⑰ サービスの提供
- ⑱ 他事業者とのネットワーク
- ㉑ 宗教対応（ハラル認証等）
- ㉓ 資金調達
- ㉕ 雇用・人材育成
- ㉗ 農林水産業に関する観光
- ㉙ ECサイト運営
- ㉛ クラウドファンディング

## (2) 実務経験

6次産業化や地域資源を活用した新規事業に関する案件の支援業務に携わった経験があり、一定の成果（数値改善等）を上げていること。または、それと同等の業務経験を有していること。

## (3) コミュニケーション能力

次のいずれの条件も満たしていること

- ア 6次産業化や地域資源の活用、地域連携に関する各分野の関係者・機関と連携することが可能であること
- イ 支援対象事業者に対して相談に応じ、的確な助言を丁寧に行う能力を有すること

## (4) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- ア 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、又は暴力団員と密接な関係を有する者。

## 5 業務形態及び謝金

- (1) 業務形態 サポートセンターからの依頼に基づき、「3の主な業務内容の業務」を実施する。
- (2) 謝金等 サポートセンターが依頼する業務について、1時間当たり7,920円（消費税を含む）の謝金を規程に基づき支給する。あわせて、サポートセンターの規程による旅費を支給する。ただし、支援前の資料作成、支援準備及び支援後の報告書作成等に要する時間は謝金の対象としない。
- (3) 業務地 支援対象事業者等の所在地、またはサポートセンターが指定する場所。あるいはオンラインによるリモートを含む。  
(業務地までの移動時間については、謝金の対象に含まない。)

## 6 選定方法

書類審査及び面接を実施する。選定にあたっては、専門知識、支援実績、数値目標を含む計画策定支援能力、対話能力を総合的に評価する。

- (1) サポートセンターにおいて、応募書類の記載について書類確認を行う。
- (2) 地域プランナーの審査・選定は、大分県地域支援検証委員会が書類審査及び面接を行う。  
ただし、大分県地域支援検証委員会が地域プランナー業務と同等の支援実績あるいは教育実績

があると認めた場合には、面接を免除する場合がある。

- (3) 面接の日程等については、後日通知する。
- (4) 選定結果は応募者全員に通知する。
- (5) 選定の経過、採否の理由についての問合せには応じない。

## 7 地域プランナーの登録

- (1) 登録開始 「個人情報に関する誓約書」、「大分県地域プランナー業務に関する規程」を遵守する誓約書の提出後、登録とする。
- (2) 登録期間 地域プランナー登録の日から令和9年3月31日まで。
- (3) 遵守事項
  - ① 地域プランナーは、支援にあたって中立・公平な立場を堅持し、特定の物品販売、特定の業者の斡旋、または有償サービスの契約締結を目的とした助言・勧誘等を行ってはならない。
  - ② 業務上知り得た事業者等の機密情報（営業秘密、個人情報等）を第三者に漏らしてはならない。登録期間終了後も同様とする。
  - ③ 業務を通じて作成された成果物（支援シート等）の著作権等の権利帰属については、サポートセンターの規定に従うものとする。
  - ④ 法令違反、公序良俗に反する行為、またはプランナーとして著しく不適当な言動が認められた場合は、登録を取り消すことができる。

## 8 応募方法

- (1) 応募に当たっての留意事項
  - ① 応募書類内容に虚偽が認められた場合は、応募を無効とする。
  - ② 地域プランナーとして登録されても、必ずしも業務の依頼があるとは限らない。
  - ③ 応募に要する費用（送料・旅費等）は、すべて応募者の負担とする。
- (1) 応募は自薦によるものとし、応募書類に必要事項を記入のうえ、提出する。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
  - ① 応募書類 大分県地域プランナー登録申請書（顔 又は 写真(画像可)を添付すること）  
様式は、下記の公益財団法人大分県産業創造機構のホームページに掲載。  
<https://oita6ji.com/>
- (3) 提出部数 1部
- (4) 応募期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月22日（月）必着
- (5) 応募方法
  - ① メールによる場合 受信確認メールの返信をもって応募完了とする。
  - ② 郵送による場合 下記提出先あて6月22日必着（簡易書留が望ましい）。
  - ③ 持参による場合 平日の9時から17時まで、下記提出先で受付。
- (6) 面接予定日 7月下旬（別途通知）
- (7) 面接方法 オンライン 又は 対面方式
- (8) 提出及び問合せ先

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 公益財団法人 大分県産業創造機構  
大分県 6次産業化・地域資源活用・地域連携サポートセンター  
担当：葛城、稲津、吉崎  
TEL：097-537-2424 FAX：097-534-4320  
E-mail：[oita6sc@columbus.or.jp](mailto:oita6sc@columbus.or.jp)